

2024年10月31日  
商 工 中 金

## 暗号資産交換業者へのお振込みについて

インターネットバンキングにおける不正送金や、還付金詐欺・架空料金請求詐欺等をはじめとする特殊詐欺において、暗号資産交換業者の口座へ振り込まれる事案が多発しています。

商工中金ではお客さま保護ならびに不正送金防止の観点から、暗号資産交換業者へのお振込に際し、口座名義人と異なる振込依頼人名に変更してお振込される場合は、お取引を制限(※)させていただく場合がございます。

(※) 口座名義の前後に数字等を追加した場合は制限の対象にはなりません。

金融犯罪対策強化のための措置となりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

(参考)

[金融庁「第三者への資金移動が可能な暗号資産交換業者への不正送金対策の強化について」](#) (外部リンク)

[警察庁「暗号資産交換業者への不正送金対策の強化に関する金融機関への要請について」](#) (外部リンク)